

原子力規制庁に対するご質問に対する回答

<ご質問①>

○再処理施設と発電所との比較をお聞きしたい

六ヶ所再処理施設の放射性廃棄物の影響が、年間約22 マイクロシーベルトと評価されていることはわかりました。柏崎刈羽発電施設の平常時における放射性廃棄物の影響の評価は、年間何ミリシーベルトなのでしょうか。

(回答)

設置許可（6号炉及び7号炉完本版）9-5-19をご覧下さい。

当該ページに線量当量の評価結果があり、

- ・ 気体廃棄物中の希ガスの γ 線による実効線量当量
- ・ 液体廃棄物中の放射性物質（放射性ヨウ素を除く）による実効線量当量
- ・ 気体廃棄物及び液体廃棄物中に含まれる放射性ヨウ素を同時に摂取する場合の実効線量当量

の合計値として約 $13 \mu\text{Sv}/\text{年}$ と評価されています。

<ご質問②>

放射性廃棄物の放出量について六ヶ所再処理施設の放出量は、気体・液体合わせて年間約 34.8×10^1 6ベクレルのことですが、柏崎刈羽発電施設の平常時における放射性廃棄物の放出量は年間約どれくらいなのでしょうか

(回答)

保安規定 第6章放射性廃棄物管理に放出管理目標値が記載されています。

- ・ 放射性液体廃棄物〔トリチウムを除く〕： $2.5 \times 10^{11} \text{ Bq}/\text{年}$
- ・ 放射性気体廃棄物（希ガス）： $6.7 \times 10^{15} \text{ Bq}/\text{年}$
(ヨウ素)： $131.2 \times 10^{11} \text{ Bq}/\text{年}$

なお、放射性液体廃棄物のトリチウムについては、放出管理の基準値として、 $2.5 \times 10^{13} \text{ Bq}/\text{年}$ が記載されています。

○放出放射能の影響について

<ご質問③>

アクティブ試験開始以降、再処理施設周辺において水生生物の放射能汚染進行やストロンチウム 90 の検出など、いくつかの心配な報告があるが、厳格に管理されていても、このような変化が起こるということなのでしょうか。

(回答)

○ 六ヶ所再処理施設の放射性廃棄物については、気体廃棄物の放出量は主にクリプトン 85 により年間約 3.3×10^{17} ベクレル、液体廃棄物の放出量は主にトリチウムにより年間約 1.8×10^{16} ベクレルとなっています。

これらの放出量については、原子炉等規制法に基づいて、事業者は保安規定に定めることにより厳格に管理を行い、原子力規制庁は保安検査等を通じてこれらが確実に守られていることを確認することとしており、アクティブ試験の開始以降も、特に問題は発生していません。